

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第34条 } 2 } -----略-----</p> <p>3 条例第47条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、機械式の駐車施設については、この限りでない。</p> <p>(1) } 5 } -----略----- (4) }</p>	<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第34条 } 2 } -----略-----</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、吹田市環境まちづくり影響評価条例（平成10年吹田市条例第7号）第2章で定める手続により駐車施設の台数に関する環境影響評価を実施した場合における駐車施設の台数は、開発事業者との協議に基づき市長が定める。</u></p> <p>4 条例第47条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。ただし、機械式の駐車施設については、この限りでない。</p> <p>(1) } 5 } -----略----- (4) }</p>